

2 通勤災害の認定基準

(1) 認定の基本的な考え方

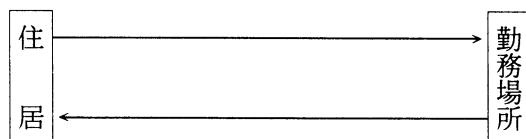
通勤災害とは、通勤に起因する災害、すなわち、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することに起因する災害をいいます。通勤起因性の判断は、公務災害の場合と同様と考えられ、通勤と災害との間に相当因果関係が認められる場合、すなわち、災害が通勤に伴うものと認められることが必要です。

通勤災害の場合も公務災害と同様、負傷と疾病に大別できます。負傷は、通勤途上に発生したものについては、特に通勤に起因したものではないと認められるものを除き、原則として、通勤災害となります。疾病については、通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することが明らかな疾病は通勤災害となります。障害又は死亡についても、通勤による負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかなものは通勤災害となります。

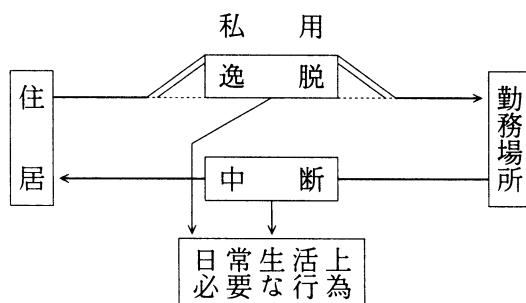
通勤災害は、通勤途中での事故によって発生する場合が多く、その場合、通勤のための往復の経路及び方法が合理的であったかどうか、逸脱・中断の有無等が問題となりますが、その往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は通勤災害となりません。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為を、やむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害となります。

以上のことを見図に示すと次のようになります。

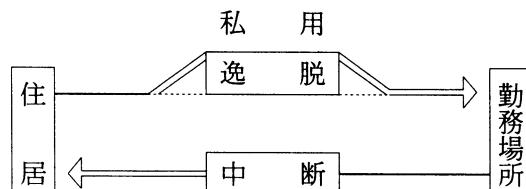
① 通勤のための往復であり、合理的経路及び方法による場合



② 逸脱又は中断が日用品の購入等である場合（経路に復した後は通勤とする。）



③ 逸脱又は中断が日用品の購入等でない場合（経路に復したとしても通勤としない。）



(注) ———線部分での被災は、「通勤災害」に該当する。